

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (07202)
地域名 (地域内農業集落名)	町北地区 (藤室集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落内の認定農業者がおらず、周辺集落からの入作者が多い。 ○集落内の担い手の多くは兼業農家で一定以上の作付面積を耕作している方だが、高齢化が進んでいる。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な栽培作物は水稻であり、畑地の活用については、今後の維持管理の検討が必要になる。 ○集落内農地の北側一部が平沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業区域内となっている。 ○農業用水が市の中心部を通って集落に流入しており、流量を大きくした場合、溢水の危険性があるため、十分な水量が確保できていない。 ○中心経営体に集積する条件として、水路の整備が必須である。集落内の水路は、ほぼ素掘りであることから、U字溝の設置について検討が必要となる。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ○リタイアや規模縮小の意向が示された農地については、現状、集落内に引き受けを行える担い手が不在であるため、引き受け意向のある入作者への集積・集約化を図っていく。 ○農地整備事業該当区域内の農地については、農地中間管理機構の貸借が必須となるため、整備事業の計画に合わせて貸借を進め、計画に応じた品目を作付けしていく。 ○農地整備事業区域外の農地についても農地中間管理機構を活用して集積・集約化を進めていき、現状の水稻・野菜の作付けを継続しながら、新たな農地整備事業の必要性についても検討を始める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○現状は全農地を農業上の利用を行うものとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○今後、規模縮小・リタイアで耕作不能となる田については、引き受け意向がある担い手への集積・集約化を図る。 ○現状維持を希望する担い手については継続して作付を行っていただく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○現状、貸借契約を結んでいる集落内農地における、農地中間管理機構の活用率が約30%であることから、担い手の貸借に係る事務労力の軽減のために活用をさらに推進していく。 ○農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用している貸借契約は、期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借へ移行する。
(3)基盤整備事業への取組方針
○集落内農地の北側一部が平沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業区域となっているため、区域内の農地については整備事業の計画に合わせて貸借を進めていく。 ○整備事業区域外の農地について、ほぼ全てが1反区画であることから、新たな農地整備事業の必要性についての検討が必要であるが、水路・水量の問題もあることから、関係機関と連携して検討を始める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○集落内の新たな担い手の育成・確保について、集落内の現状の担い手を中心に検討していく。 ○集落外からの新規就農者なども積極的に受け入れ、畑地を有効に活用してもらいながら、将来的には複合経営に繋がるよう助言・支援等を行うことについて検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払制度への取組の継続

○農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む。

○組織体制についても、全面積を農業者だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内の農家・非農家を問わず集落全体で可能な範囲で協力をいただき継続していく。

藤室 地域計画エリア

